

## 【別表】

## 土地改良財産他目的使用料

令和2年4月1日調整

種 別	用 途	単 位	規 模	徴収料金(円)		使用 期間	附 記
				設備料	使用料		
床版橋架設	通路用	m <sup>2</sup>	延長5m以下	4,000	-	5年	住宅地への進入路等
	準宅地	m <sup>2</sup>	5m超		5,000	〃	大規模進入路、駐車場等
浄化槽排水放流	浄化槽	個所	10人槽未満	15,000	7,000	5年	
		個所	10～20人槽未満	30,000	9,000	〃	
		個所	20～30人槽未満	30,000	12,000	〃	
		個所	30～50人槽未満	30,000	15,000	〃	
埋設	配管等埋設	m		2,000		5年	ガス・水道管など
用地使用	電 柱	本			1,500	5年	令和2年現在(四国電力の単価を基準とする)
	工作物	m <sup>2</sup>			4,000	〃	広告等はその施設の面積とする
	駐車場	m <sup>2</sup>			4,000	〃	

1. 設備料は契約時徴収。使用料は毎年度徴収とする。
2. 浄化槽排水放流について、会社・工場・学校・官公署・病院等、50人槽以上については、規模の程度を検討し、理事長が定める。
3. 床版橋架設について、5mを超えるものについては、1ヶ所/5m点検口(グレーチング等)を設置すること。